

第4章 子どもの読書活動推進の方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における取組

＜家庭の役割＞

- ・家庭は、子どもにとって生活の基本であり、読書習慣の形成においても基本となる場です。
- ・子どもが幼い頃から読書の楽しさを知るために、保護者が読み聞かせをしたり、図書館や書店に一緒に出かけたり、家族が過ごす部屋に本を置くなど、日常生活の中で子どもが自然に本に親しむ時間や環境をつくることが大切です。
- ・保護者が読書活動の意義を認識し、自ら楽しんで読書する姿を見せながら、家族で読書を楽しむ時間を持つことは、子どもの本への関心を高め、読書を楽しいものとして習慣づけていくことにつながります。

＜現状と課題＞

- ・インターネットやスマートフォンなど、様々な情報通信手段の著しい普及に伴い子どもの生活や家庭環境は大きく変化しており、活字離れが進む一因となっています。
- ・学校段階が進むにつれ不読者が増加する傾向は依然として続いており、幼い頃から読書が習慣づけられていないことが要因の一つとして考えられます。読書習慣形成の基本となる家庭において、発達段階に応じた適切な支援を行いながら、早期に読書を習慣づける必要があります。
- ・子どもの読書習慣形成には、家庭での読書環境や保護者のかかわり方が重要ですが、読書への関心の高さは家庭により差があります。保護者の読書活動への理解の促進をしながら、家庭での読書活動の充実を図る必要があります。
- ・読書に関する情報は氾濫しております、家庭でどんな本を与えたらいよのか分からぬといった保護者の困りが見られます。
- ・読書に関する情報や支援は、図書館など読書に関わる施設を訪れない届きにくい状況があります。健診や子育て講座など、保護者が広く集まる機会を活用して、読書活動への理解や関心を深めるとともに、親子が本と楽しく出会う機会を積極的に提供し、読書活動を親子のシンシップとして子育ての中に根付かせていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 保護者の読書活動への理解の促進 重点方針5

ア) 家庭教育講座等を通じた読書活動への理解の促進

県は、家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性や図書館の利用方法、読み聞かせや家読（うちどく）※の方法などについて紹介を行い、読書活動への理解や、家庭で読書の時間を持つ取組の普及を促します。

イ) 広報紙等を通じた読書活動への理解の促進

県は、乳幼児期からの読み聞かせや読書活動の重要性などについて広報紙やホームページ等を通じて積極的に紹介し、家庭における読書活動の促進を図ります。また、読書習慣のない保護者にも読書の楽しさを伝えるために、読書週間等のイベントや講座、推薦図書などの情報を、子育て情報誌や図書館報等を活用して幅広く広報します。

② 乳幼児期からの早期読書習慣の形成に向けた支援の充実 重点方針1・4

県は、市町村に対して、ブックスタート※等の取組を促し、乳幼児期から家庭に絵本がある環境づくりと家庭での読み聞かせの充実に努めます。

また、県は子どもが早期に絵本に親しむため、妊婦向け・乳幼児期向けのおはなし会や推薦図書の紹介等の実施を市町村へ促します。

③ 親子で読書に親しむ機会の充実 重点方針1・4

県は、公立図書館や公民館、児童館等に対して、おはなし会や読書イベントなど、親子が共に読書に親しむ機会の充実と情報の提供を促します。

④ 発達段階に応じた支援の充実 重点方針1

県立図書館において、児童サービスの一層の充実を図り、年齢に応じた推薦図書を選定し、リスト配布や広報誌、ホームページ等、幅広い媒体で情報提供とともに、おはなし会や講座の実施等により、子どもが発達段階に適した本と出会うことができるよう支援に努めます。

＜家庭における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名		基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1%
	中2	17.4%	7%
	高1	35.0%	25%
読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29 年度)	82%
	中3	67.8% (H29 年度)	77%
	高1	59.4%	67%

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 図書館における取組

＜図書館の役割＞

- ・図書館は、地域の子どもの読書拠点として、豊富な蔵書の中から本との出会いを育む場であり、子どもに読書の楽しさを広げる場です。また、多様な資料を使って調べる力を身につけることができる場もあります。
- ・図書館は、保護者が子どもに読ませたい本を選び、読書の相談をする場として適した施設です。子どもや保護者だけでなく、学校関係者や読書ボランティア等に広く対応できる地域の読書相談窓口として、子どもの読書の専門知識を有した職員を育成し、配置することが望されます。
- ・地域における読書活動推進の中核的な施設として、学校・家庭・地域の読書活動を支える役割が期待されており、団体や学校等への資料の貸出、調査や読書の相談、研修や講座の開催、読書啓発やイベントの情報発信、読書関係者の交流など、幅広い支援が求められています。

＜現状と課題＞

- ・本県において図書館を設置している市町村は、18市町村のうち16市町（平成31年4月現在）、残る2町村にも図書館同等施設があり、全国的には比較的上位に位置しています。また、第3次計画期間中に市町村の推進計画策定が進み、新館開館が続いたことで県内の読書環境は大きく向上しています。地域の読書環境をさらに充実させるために、引き続き助言や支援が必要です。
- ・乳幼児向けのおはなし会のニーズは増しており、県内に取組が広がるよう、今後も実施方法の普及に努める必要があります。また、乳幼児以外にも、それぞれの発達段階に応じた本の紹介や読書行事を充実させ、適切な読書支援を行うことが求められています。
- ・公立図書館によっては、司書の長期雇用が難しく、子どもの本に詳しい担当者がいない等の課題があります。引き続き、児童図書担当職員を育成していく必要があります。
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、公立図書館や学校図書館等の公的機関に障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられましたが、一定水準以上の障がい者サービスを実施している図書館はまだ少ない状況です。法の施行を契機とし、積極的な取り組みを行なうことが求められています。

＜具体的な方策＞

① 公立図書館の整備・充実 重点方針 1・4

ア) 藏書の整備・充実

県立図書館において、子どもと本の出会いを促進するため、市町村の公立図書館・学校図書館の参考となるように、引き続き質の高い資料の収集に努めます。また、子どもの読書活動関係者を支援するため、研究書や推薦図書の充実に努めるとともに、大型絵本やパネルシアター※、紙芝居枠などおはなし会のための資料や道具を整備し、貸出します。

また、市町村の公立図書館においても、児童書の充実が図られるよう働きかけます。

イ) 子どもが滞在できる部屋・コーナーの充実

県立図書館において、子ども室やヤング新刊コーナーなど、子どものための部屋やコーナーの環境整備に引き続き努めるとともに、市町村の公立図書館においても、専用の部屋またはコーナーが充実するよう、助言や相談を行います。

また、子どものための部屋がない図書館においては、乳幼児連れの親子が滞在しやすい環境作りを働きかけます。

ウ) 図書館建設への働きかけ

県立図書館において、図書館未設置町村や新館建設を行う市町村の相談に応じ、市町村の公立図書館の整備・充実に向けて支援します。

② 読書に親しむ機会の提供 重点方針 1・4・5

ア) 発達段階に応じた読書機会の提供・充実

県立図書館において、職員と読書ボランティアの協力のもと、子どもの発達段階に応じたおはなし会を定期的に実施し、絵本の読み聞かせやわらべうた、ストーリーテリング※、紙芝居の上演等を通じて、様々な年代の子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

また、市町村の公立図書館においても、おはなし会の定期的な開催やわらべうたや赤ちゃん絵本を取り入れた乳幼児からのおはなし会の開催等、乳幼児期から本に親しむ機会の充実が図られるよう研修会等を通じ促します。

イ) 「子どもの読書週間」における取組の充実

県立図書館において、「子ども読書の日」※（4月23日）及び「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）の趣旨にふさわしい行事を開催し、子どもが読書の楽しさに触れる機会の提供に努めます。

また、市町村の公立図書館にも実施を働きかけることで、取組が県内各地に広がるよう努めます。

ウ) 広報紙・ホームページ等による情報提供の充実

県立図書館において、子どもや保護者、ボランティア等に対し、広報紙やホームページ等を通じて、子どもの読書活動に関する情報提供に努めます。

また、市町村の公立図書館においても同様に充実した情報提供が行われるよう働きかけます。

I) 企画展示の充実

県立図書館において、子どもが様々な分野の本に出会えるよう、季節や行事、時事等にあわせた企画展示の充実に努めます。

また、市町村の公立図書館においても展示の充実を研修等を通じて促します。

オ) 発達段階に応じた推薦図書コーナーの充実

県立図書館において、発達段階毎に選定した推薦図書のコーナーを引き続き常設し、本との出会いを促進する環境の充実に努めます。

また、市町村の公立図書館においても同様の環境づくりが図られるよう働きかけます。

③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実 重点方針4

県立図書館において、子どもの調べ学習や日常的な疑問に答えるレファレンスサービスの充実を図ります。

また、県民からの子どもの読書に関するレファレンスや読書相談に対応するとともに、市町村の公立図書館で解決しないレファレンスへの援助を行い県内の図書館サービスの向上が図られるよう努めます。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援機能の強化 重点方針5

県立図書館において、子どもの読書活動を支援するセンター機能を充実させ、子どもの読書活動に関する情報収集や広報等を行うとともに、子どもの読書活動の支援に向け、講師の派遣や読書ボランティア団体等の情報、また家庭での読書活動に役立つ情報の提供に努めます。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実 重点方針3

県立図書館において、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童図書の選択・収集・提供、子どもの読書活動に資する取組の企画・実施、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導等に高い専門性をもって対応できるよう、県立図書館職員が全国で開催される研修会・研究大会等に積極的に参加し、知識や技能等の習得に努めます。

また、その内容について県内の研修会等で還元し、市町村の公立図書館等職員の知識・技能を高めるよう努めます。

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実 重点方針4

県立図書館において、障がいのある子どもの読書活動を支援するため、特別支援学校や点字図書館等の関係機関との連携を深め、マルチメディアDAISY（デイジー）図書※ や大活字本、布絵本、LLブック※ 等、障がいに応じた資料の収集・提供に努めるとともに、施設・設備やサービスにおいても障がいのある子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

また、特別支援学校に対し、各種貸出サービスの周知を図ります。

市町村の公立図書館や学校図書館においても、障がいによって豊かな読書体験を享受する機会が失われることがないよう、読書活動に係る環境の整備や障がいに応じた資料提供の充実について研修等を通じて促します。

⑦ 情報化の促進 重点方針4

ア) 横断検索システムによる図書館資料の一元化

県立図書館において、県内すべての市町村の公立図書館や大学図書館等の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システムの維持・充実に努めます。

イ) 公立図書館の情報化の促進

県は公民館図書室を含む市町村の公立図書館において、インターネット検索システムの導入や利用者用コンピューターの設置等の情報化が図られるよう働きかけます。

ウ) 電子書籍の効果検証

県立図書館において、障がいや居住地等により図書館利用に困難がある人への読書活動支援の可能性を探るため、電子書籍の試験導入による有効な対象者や活用方法等を検証します。

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進 重点方針4

ア) 市町村の公立図書館への支援と連携の強化

県立図書館において、レファレンスの援助、図書館職員研修等への司書派遣、職員の研修、資料の協力貸出等を通じ、市町村の公立図書館の児童サービスを支援します。さらに市町村の公立図書館の児童サービスの現状把握を行うとともに、情報の共有に努めます。

イ) 関係機関等との連携・協力の促進

県は市町村の公立図書館において、保育所、児童館、保健センターなど地域の子どもに関わる機関と連携・協力し、読み聞かせや本の紹介などを通じ、子どもの様々な成長の場面で本と出会う機会が増えるよう促します。

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進 重点方針4

県立図書館では、学校図書館とのネットワークを強化し、「大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）」※による所蔵情報の提供や資料の貸出を行うことにより、学校との連携・協力に努めます。

また、市町村の公立図書館において、資料の貸出や催し情報の提供など、域内の小・中学校等との連携・協力が図られるよう働きかけます。

⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援 **重点方針3**

県立図書館では、県内の各地域や学校において子どもの読書に関わるボランティアを支援するため、資質向上の機会の提供に努めます。

また、市町村の公立図書館においても、読書ボランティアの養成や活動支援が図られるよう研修や事業を通じ促します。

⑪ 調べ学習等への対応の充実 **重点方針4**

県立図書館において、学校の調べ学習のために休館日の図書館を開放するスクールサービスデイを引き続き実施し、子どもが本の探し方や調べ方を学ぶ機会を提供することで、情報リテラシーの向上と図書館を使った調べ学習の普及に努めます。また、市町村の公立図書館においても、同様に調べ学習への支援が行われるよう、資料の収集・提供の充実を研修や事業等で促します。



【県立図書館スクールサービスデイの様子】



【夏休み調べ学習講座の様子】

(2) 公民館・児童館等における取組

＜公民館・児童館等の役割＞

- ・公民館や児童館は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした地域コミュニティの拠点施設であり、特に公民館には、学校・家庭・地域の連携の拠点としての機能も求められています。
- ・図書館が設置されていない町村や図書館から遠い地域においては、公民館等の図書室が、地域の中心的な読書施設としての役割を担っています。

＜現状と課題＞

- ・公民館等の読書環境には施設差があり、新しい本が少ない等、蔵書が十分でない施設も見受けられます。また、児童書に詳しい職員がいないため、本を置いているだけの状態に留まっている施設もあります。
- ・地域の子どもの楽しい読書の場となるよう、魅力的な読書スペースの整備やおはなし会の実施等、地域の読書ボランティアと協力して、子どもが本と親しむ機会を充実させる必要があります。
- ・公民館においては、その学習機能を生かし、講座等の実施を通じて、読書活動の意義や楽しさを啓発していく一翼を担うことが期待されています。

＜具体的な方策＞

① 読書に親しむ機会の充実 **重点方針4**

県は、子どもが本に親しむ機会を充実させるため、公民館図書室において地域ボランティア等による読み聞かせやおはなし会などの活動を促すとともに、「放課後子供教室※」（小学生チャレンジ教室）や「放課後児童クラブ※」の活動においても読み聞かせ等の読書活動が一層充実されるよう、地域学校協働活動推進員※や放課後児童支援員等に働きかけます。

② 読書環境の整備・充実 **重点方針1・4**

ア) 子どもが読書に親しむ環境の整備

県は、公民館図書室において、子ども用の本を集めた読書スペースの設置や資料の展示など、子どもが読書に親しむことができる環境が整備されるよう市町村へ働きかけます。

また、児童館等の施設に対しても、子どもがいつでも本を手に取れる環境が整えられるよう働きかけます。

イ) 図書の整備・充実

県は、公民館図書室に対して、県立図書館や市町村の公立図書館の団体貸出サービスを周知し、蔵書の不足を補う支援を行います。

ウ) 公民館講座を通じた読書活動への理解の促進

県は、公民館において、読書活動をテーマにした講座や親子教室等が開催されるよう講師の紹介等を通して市町村へ働きかけます。

③ 職員の知識・技術の向上 **重点方針3**

県は、公民館職員に対して、県で開催する子ども読書関係の研修会等への参加を働きかけます。



【公立図書館等職員研修会の様子】



(3) 読書ボランティア等による取組

＜読書ボランティア等の役割＞

- ・ 読書ボランティア団体は、学校や図書館・公民館・児童館等の子どもが集まる施設と連携し、読み聞かせ等の活動により、子どもが読書に親しむ様々な機会の充実を担っています。
- ・ 子どもに対する活動だけでなく、経験を生かして、地域の子ども読書関係者の指導的役割を担うことも期待されています。

＜現状と課題＞

- ・ 読書ボランティアの活動充実のため、情報提供や研修により技術や意識の向上を図りながら、活動の継続に向けて、新たな人材を育成していくことが重要となります。
- ・ 活動のさらなる活性化に向けて、地域の読書ボランティアや子ども読書関係者の交流が図られ、情報交換や研鑽を重ねる機会が充実することが望されます。

＜具体的な方策＞

① 情報収集・提供の充実 **重点方針3**

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体の活動を支援するため、活動に役立つ情報の収集・提供を行うとともに、県内読書ボランティア団体等の情報共有及び啓発のための手段としてホームページ等を活用し、県民に広く情報を発信するよう努めます。

② 研修機会等の支援 **重点方針3**

県は、読み聞かせグループ等の読書ボランティア団体へ質の高い研修や講座・講演会など、資質向上のための研修機会の提供に努めます。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等の連携促進 **重点方針3**

県は、学校・家庭・地域すべてが連携して子どもの読書活動を推進していくために、関係機関や地域の団体等が交流を深めるための機会を提供し、関係者の連携が促進されるよう支援します。

また、各市町村の公立図書館においても、同様の機会が提供されるよう市町村へ働きかけます。

④ 「子どもゆめ基金*」等の活用の促進 **重点方針3**

県は、国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業の周知に努め、読書ボランティア団体等の活動の充実を支援します。

＜地域における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名	基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
公立図書館における14歳以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県内公共図書館状況一覧調査)	12.6 冊	14.6 冊
子どもの発達段階（乳幼児期・児童期・青年期）に応じたイベントを実施している公立図書館等の数 (大分県立図書館調査)	8 館	19 館
子ども司書を育成している市町村数 (大分県教育委員会調査)	8 市町村 (R1 年度)	18 市町村
読書ボランティアなどを対象とした研修会を実施している公立図書館等の数 (大分県教育委員会調査)	9 館	19 館



【中学校・高等学校ビブリオバトル大分県大会の様子】

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等における取組

＜幼稚園・保育所等の役割＞

- ・幼稚園や保育所等は、園児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所であるため、乳幼児に読書の楽しさを伝える場としての役割が期待されています。
- ・保護者が忙しい家庭であっても、幼稚園や保育所等で日常的に読み聞かせを行うことで、より多くの子どもが、乳幼児期に、絵本や物語等の楽しさを体験することができるため、幼稚園や保育所等での読書活動は重要となっています。
- ・乳幼児期に、読書の楽しさと出会うために、幼稚園や保育所等においては、成長や発達に応じた絵本や紙芝居等を整備し、読み聞かせを日常的に行うなど、園児がいつでも本と触れ合うことができる環境を整えることが必要です。

＜現状と課題＞

- ・幼稚園や保育所等での読み聞かせは、ほぼ定着していますが、施設によっては蔵書の不足や子どもの本に詳しい職員がいない等の課題も抱えています。
- ・研修機会や情報提供の充実により、教諭や保育士自身が読み聞かせの大切さを理解し、保護者に読み聞かせの手法や本を紹介するなど、身近な読書アドバイザーとして、子どもと本との出会いを育む役割が期待されています。

＜具体的な方策＞

① 資料、設備の整備・充実 **重点方針 1・4**

県は、幼稚園・保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会が得られるよう、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等の整備や読書スペースの設置が図られるよう市町村に働きかけます。

② 絵本等に親しむ機会の充実 **重点方針 1・4**

ア) 指導計画への位置付けの推進

県は、幼稚園・保育所等において、指導計画の中に発達段階に応じた絵本の読み聞かせ等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう市町村に促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

県は、幼稚園・保育所等において、保護者を交えたおはなし会の実施や発達にあった本を保護者に紹介して絵本を貸し出すなど、家庭と連携した読書活動の充実が図られるよう市町村に促します。

③ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上 **重点方針3**

県は、幼稚園教諭や保育士等が、研修会へ積極的に参加し、子どもの本への知識や読み聞かせ等の技能を高めるよう市町村に促します。

④ 公立図書館や読書ボランティア等との連携・協力の推進

重点方針1・4

県は、幼稚園・保育所等が、公立図書館や読書ボランティア等と連携して読み聞かせ等の活動がより充実されるよう市町村に働きかけます。

また、市町村の公立図書館と連携し、定期的に図書館を訪問する等の体験活動が図られるよう促します。

⑤ 異年齢交流による多様な読書機会の充実 重点方針2

県は、小・中・高校生が幼稚園・保育所等で読み聞かせを行う等の異年齢交流により、読書の楽しさを感じるきっかけとなるよう幼稚園・保育所等と地域の学校等との連携を促します。

また、異年齢交流において、「子ども司書」の活用が図られるよう市町村に働きかけます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

＜学校の役割＞

- ・学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われております。子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割を担っています。
- ・学校教育法においては、義務教育の目標の一つに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。
- ・平成29年及び平成30年に告示された学習指導要領においても、質の高い学びを実現するため、学校図書館の機能を活用して各教科等の授業改善に生かすことが必要とされ、学校における読書活動は重要視されています。
- ・学校においては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となり、学校全体で、組織的に学校図書館教育の充実に向けて取り組む体制を整備するとともに、学校図書館の計画的な活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められます。
- ・学校図書館には、読書活動や読書指導の場である「読書センター」、学習活動を支援し学びを深める「学習センター」、情報活用能力育成のための授業支援を行う「情報センター」としての役割に加えて、昼休みや放課後に心穏やかに自分の時間を過ごせる「子どもの心の居場所」としての役割もあります。

＜現状と課題＞

- ・学校での読書活動は、学校教育活動として一斉に読書時間を確保することができるため、多様な本との出会いや読書習慣を定着させていく上で重要となります。大分県では、中学校での一斉読書の実施率が、全国平均より低い傾向にあります。不読者が増える傾向にある中学校・高等学校においては、より重点的に学校での読書活動を充実させる必要があります。
- ・小・中学校における学校司書の配置は、専任・兼任ともに充実したものの、配置状況は地域によって差が見られます。また、11学級以下の学校の司書教諭の配置は、公立小学校で1.7%（全国28.7%）、公立中学校で2.4%（全国33.5%）（平成28年度・文部科学省調査）と、全国的にも低い状況にあるため、配置の一層の充実が望まれます。
- ・学校図書館は、「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」として、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。大分県では、学校図書館を活用した授業を月に複数回実施している学校の割合が、小学校74.0%、中学校29.6%という状況です（平成28年度・文部科学省調査）。一方で、学校図書館の蔵書構成は、文学などの読み物が中心となっている傾向が強いため、県立図書館や市町村の公立図書館の資料支援を受けながら調べ学習に必要な資料を充実させていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 学校における体制づくりの推進 重点方針4

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

県は、学校において、すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書等が連携した校内組織の充実を図るよう促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施や校外研修への参加を促します。

イ) 教育計画および年間指導計画における位置付け

県は、学校において、長期的な教育ビジョンに立った学校図書館全体計画や学校図書館運営方針等の作成と、各教科等の年間指導計画の中に学校図書館の活用を位置付けることを促します。

ウ) 年間活動計画作成の促進

県は、学校図書館の年間活動計画の作成を学校に促すとともに、すべての教職員が共通の意識を持って学校図書館を活用するよう働きかけます。

エ) 学校図書館の計画的な利用の促進

県は、学校において、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全般にわたって学校図書館の計画的な利用を促します。

オ) 学校図書館についての情報提供の充実

県は、国等の学校図書館に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて、学校へ情報提供を行います。

② 学校における読書活動の充実 重点方針 1・2・4・5

ア) 各教科等における読書活動の促進

県は、学校において、読書の意義を児童生徒へ伝え、各教科等の授業に関連する本を紹介するなどの取組が充実するよう、学校司書と教職員の連携強化を働きかけます。

イ) 一斉読書等の読書活動の推進

県は、学校における朝読書や読み聞かせ、ブックトーク※等の日常的な一斉読書活動を引き続き推進し、教育課程に関する研究会や各学校の研究会等の場で助言や取組事例の提供を行います。

また、全校読書集会や図書館まつり、ビブリオバトル大会など、魅力のある読書行事が学校で展開されるよう促します。

ウ) 推薦図書等の選定・活用

県は、子どもの読書の質を高めるため、子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リスト等の情報を発信し、活用を働きかけるとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう働きかけます。

エ) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

県は、学校図書館関係者の研修会等で、学校の読書活動の先進的な取組を紹介し、各学校における多様な読書活動の展開を促します。

オ) 図書委員会活動の活性化

県は、児童・生徒が主体的に学校図書館の運営や読書行事に関わることで読書への関心を高めるよう、図書委員会の活動の活性化に向けた助言や情報提供に努めます。

カ) 児童・生徒同士で交流する読書活動の推進

子どもの年齢が上がるにつれ、同世代の者から受ける影響が大きくなることから、県はビブリオバトルや読書会（集団読書）※、上級生と下級生のペア読書（リーディング・バディ）※など、図書委員や「子ども司書」の活用を図りながら、読書の楽しさを子ども同士で共有する取組の実施を学校へ働きかけます。

また、異年齢・異校種間の読書交流を推進し、本を介したコミュニケーションや多様な本と出会う機会の充実を促します。

③ 図書館を活用した授業の充実 重点方針 4

県は、学校図書館を授業に効果的に活用して学びを深める学習活動が展開されるよう、学校において、児童・生徒に図書やインターネットを使った情報の探し方や図書館の使い方が指導され、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。

また、学校において、新聞を教材として活用する活動（N I E）※等、図書館資料を活用した学習活動が展開されるよう促します。

④ 学校図書館の整備・充実 重点方針 1・4

ア) 藏書の整備・充実

【小学校・中学校において】

国は、各市町村に対して、第5次「学校図書館図書整備5か年計画」(平成29年～令和3年)により、学校図書館図書標準を達成するための学校図書館の図書整備、新聞配備(1校あたり小学校1紙、中学校2紙、高等学校4紙)、学校司書の配置について地方財政措置を講じています。

県は、市町村に対して、図書館資料の整備・充実を図るよう促します。

また、学校において、情報が古くなった資料の適切な更新や除籍を行なながら学校図書館図書標準を達成するように促します。

【高等学校等において】

同計画により、新たに高等学校への新聞購入費(1校4紙)が組み入れられたことから、県立高等学校等に新聞が4紙以上配備されるよう努めます。

イ) 計画的な資料収集と選定の組織づくり

県は、学校において、学校司書・司書教諭等および複数の教職員からなる組織をつくり、適切な資料の選定や計画的な購入が行われるよう学校に働きかけます。

ウ) 施設・設備の整備・充実

県は、学校図書館において、児童・生徒の来館意欲や読書意欲を喚起する施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、来館しなくても常に本を手に取ることができる読書環境づくりの工夫を促します。

エ) 学校図書館の情報化の促進

県は、市町村に対して、蔵書のデータベース化(電算化)やインターネット回線の整備等、学校図書館の環境が改善されるよう働きかけます。

⑤ 学校図書館の人的配置の推進 重点方針3・4

ア) 司書教諭の発令の促進

県は、11学級以下の学校においても司書教諭が配置されるよう、司書教諭の資格取得推奨等を通じて市町村へ働きかけます。

イ) 司書教諭等の役割の明確化

県は、学校において、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭等の役割について理解が図られるよう努めます。

ウ) 学校司書の専任配置の促進

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として、常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもが自主的に学べる環境を整え、司書教諭等と連携して様々な読書活動を企画・運営し、学習活動を支援することが学校図書館の役割を果たす上で有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成29年度から、1・5校に1名程度、地方財政措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。

県も、学校司書の小・中学校への専任配置を市町村へ働きかけます。

【高等学校において】

県立高等学校においては、全校に学校司書が専任配置されています。

県は、学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書の配置の継続に努めます。

I) 学校司書と司書教諭等の連携の促進

県は、研修会等での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭等の連携を図ります。

オ) 研修等の充実

【小学校・中学校において】

県は、各市町村教育委員会において、学校司書や司書教諭等の情報共有や資質向上のための研修が計画的に実施されるよう促します。

【高等学校等において】

県は、学校図書館に関する情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、学校司書と司書教諭等をはじめ、校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質向上と意識の醸成を図ります。

⑥ 家庭・地域との連携による読書活動の推進 重点方針4・5

ア) 公立図書館との連携の推進

県は、公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、学校が公立図書館と連携し、多様な読書活動の展開が図られるよう促すとともに、学校と公立図書館とが連携した先進事例を研修やホームページ等で紹介します。

また、県は、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促し、地域における図書の所蔵情報と資源の共有化を図ります。

イ) 家庭との連携の促進

県は、学校において、学校だより等を活用した家庭への読書啓発や、親子でのペア読書や読書リレー（学級内で本をリレーして親子で読む）等、学校と家庭が連携し、親子で読書の時間を共有するきっかけとなる取組の実施を働きかけます。

ウ) 地域学校協働活動推進員等による地域のボランティアや PTA との連携の促進

県は、学校において、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等との連携を促進し、地域のボランティアやPTA（保護者）の協力による読み聞かせ等の導入が図られるよう働きかけます。

I) 学校図書館の適切な開放の促進

県は、小学校・中学校・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑦ 障がいのある子どもの読書活動の推進 重点方針 1・3・4

ア) 読書指導の充実

a 教職員の専門性の向上

県は、障がいの状態や発達段階に応じた読書活動、読書環境の工夫など優れた実践事例の紹介等により、教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、教職員へ研修会等への参加を促すとともに、その内容の周知に努めます。

b 障がいの状態に応じた読書活動の充実

県は、個々の障がいの状況に応じて、読み聞かせやパネルシアター等が工夫して実演され、学習や日常生活の中で本に触れる機会が多く提供できるよう研修会等を通じて働きかけます。

c 読書ボランティア等への支援の充実と連携の促進

県は、障がいのある子どもへの読み聞かせ等、ボランティア活動を支援するために、読書ボランティア団体が障がいについて学ぶ研修機会の充実を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

a 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

各特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、知的障がいと対象としている障がいが異なることから、障がいから生じる困難さを解消するためには、障がいの状態に応じた読書に関するニーズを把握した上で図書資料等の整備を進める必要があります。

県は、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定と読書活動のための補助用具の整備に努めます。

また、マルチメディアD A I S Y（デイジー）図書や電子書籍等は、障がいのある子どもにとっても有効であるため、読書活動を広げるツールとして、特別支援学校等での活用に向けて検討します。

b 読書環境の整備・充実

障がいのある子どもへの図書資料等が不足する学校に対しては、公立図書館から必要な図書資料の提供を受けることで、読書環境の充実を促します。

ウ) 学校司書の配置促進

特別支援学校において、子どもと本をつなぐ専門職員である学校司書が配置され、子どもの一人ひとりの特性に合わせた読書支援によりすべての子どもが豊かな読書体験を享受できるよう、未配置校への学校司書の配置促進に努めます。

＜学校における子ども読書活動の目標指標＞

指標名		基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
再掲(家庭) 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小 5	6. 1%	1%
	中 2	17. 4%	7%
	高 1	35. 0%	25%
再掲(家庭) 読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調査、高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小 6	74. 4% (H29 年度)	82%
	中 3	67. 8% (H29 年度)	77%
	高 1	59. 4%	67%
全校一斉の読書活動を 週1回以上実施している学校の割合 (小・中学校：学校図書館教育の現状に関する調査、高校：大分県教育委員会調査)	小学校	95. 4% (H28 年度)	100%
	中学校	52. 0% (H28 年度)	80%
	高等学校	35. 0% (H28 年度)	40%
学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的に実施している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	97. 2%	100%
	中学校	86. 9%	100%
学校図書館図書標準を達成している 学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	81. 0% (H28 年度)	100%
	中学校	67. 2% (H28 年度)	100%

4 普及啓発活動

(1) 読書への関心を高める普及啓発活動の充実

＜現状と課題＞

- ・子どもの読書推進に関わる県の事業等により、子どもや保護者の読書への関心は高まりつつありますが、まだ十分とはいえません。様々な場や媒体により、読書活動の意義や重要性への理解促進を図り、全県的な子どもの読書活動推進の気運を醸成することが求められています。
- ・読書を楽しむ子どもを増やすためには、子ども自身に働きかけ、読書の楽しさを知るきっかけとなる啓発的取組が必要です。
- ・普及啓発活動を全県に広げるため、市町村や関係団体等と連携・協力する体制を強化することが求められています。

＜具体的な方策＞

① 子どもの読書への関心を高める取組の充実 重点方針2

ア) 子ども読書リーダー（子ども司書等）の育成

県は、子どもの読書リーダーを育成し、学校や地域の図書館での活動を通じて、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組を推進します。

イ) 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

県は、ビブリオバトルや本の内容を紹介するカードの作成など、子ども同士で本を薦めあう取組を学校等へ紹介し、子どもの読書への関心を高めるように努めます。

② 普及啓発活動の推進 重点方針5

ア) 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発

「子ども読書の日」（4月23日）及び「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）に、県立図書館において子どもが読書に親しむための行事を開催するとともに、市町村の公立図書館や学校等へも取組を促します。

また、子どもの読書活動を推進する関係者などが交流するイベント等の開催により、子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

イ) 優れた取組の奨励

国の表彰制度等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、優れた取組の奨励を図ります。

ウ) 各種媒体による広報活動の推進

県は、読書イベントや読書ボランティア団体の活動をはじめ、子どもの読書活動に関する情報をホームページで公開します。

また、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るため、リーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

エ) 読書活動を通じた郷土愛の育成

県は、市町村と協力しながら、大分県の先人の功績や歴史・風土等、郷土の魅力を知る本を紹介し、読書を通じて郷土への愛着を育みます。